

○伊賀市支所設置条例

平成 16 年 11 月 1 日条例第 11 号

改正

平成 30 年 9 月 28 日条例第 32 号

平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号

伊賀市支所設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長

の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設置する。

2 支所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第 2 条 支所の事務分掌その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日条例第 32 号）

この条例は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	位置	所管区域
上野支所	伊賀市上野丸之内 500 番地	旧上野市
伊賀支所	伊賀市下柘植 728 番地	旧伊賀町
島ヶ原支所	伊賀市島ヶ原 4913 番地	旧島ヶ原村
阿山支所	伊賀市馬場 1128 番地 1	旧阿山町
大山田支所	伊賀市平田 656 番地 1	旧大山田村
青山支所	伊賀市阿保 1411 番地	旧青山町